

令和8年第4回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和8年6月29日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和8年6月29日（月）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第53号から議案第57号まで、議案第60号から議案第62号まで、議案第66号、議案第67号

（市民厚生常任委員会分）

議案第58号、議案第63号から議案第65号まで、議案第68号、陳情第5号

第2 議案第69号から議案第71号まで

第3 議案第72号から議案第95号まで

第4 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	室岡啓史君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	広瀬大海君
21番	坂下善英君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	岩崎洋昭君

企画部長	北見太志君	財務部長	平山栄祐君
市民生活長	市橋法子君	社会福祉長	吉川明君
地域振興長	門田靖君	農林水産長	中川克典君
観光文化次長	飯島一隆君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	笠井貴弘君	消防長	前田一君
上下水道長	増家由季君	農業委員会 農務局長	野嶌雅博君

事務局職員出席者

事務局長	太田一人君	事務局次長	服部真樹君
議事調査係	池秀和君	議事調査係	山岸秀之君

午後 1時30分 開議

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第53号から議案第57号まで、議案第60号から議案第62号まで、
議案第66号、議案第67号

（市民厚生常任委員会分）

議案第58号、議案第63号から議案第65号まで、議案第68号、陳情
第5号

○議長（坂下善英君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、駒形信雄君。

〔総務文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、当委員会に付託された議案については、いずれも全会一致で可決すべきものとして決定いたしました。

また、主な委員会審査の経過について報告をいたします。

議案第62号及び議案第67号、佐渡市一般会計補正予算について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した補正は、水道料金の3か月分を減免する提案であります。委員会では、交付金の活用を水道料金の減免に限定した理由などについて質疑があり、執行部からは、市民や事業者へ幅広く支援が行き渡るようにと考え、水道料金の減免が最善の支援策であると判断したとの答弁がありました。

議案第54号について、人口減少を見据えた島内公共交通機関として、市営バスの運行及び管理に関する条例を制定するものであります。委員会では、事業の採算性と持続性についての質疑などがあり、執行部からは、市営バス事業を実施していくことにより、特別交付税が措置されて市の持ち出しが少なくなることから、現行の路線バスの補助よりも市の財政負担は少なくなるとの答弁がありました。

議案第56号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、児童の権利に関する条約や近年のこども基本法などでは子供の意見を聞くこととなっているが、執行部からは、保護者を通じて聞いているとの答弁があり、今後は子供の意見も聞き入れるべきなど、委員会で審議が行われました。

議案第57号 佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について、佐渡市母子生活支援施設ほおずき荘について、市直営より民間手法を生かし、サービスの維持と安定的な運営を図るため、指定管理制度に変更するとの説明がありましたが、重要な施設であり、安易な指定管理にすべきではないなどの議論がございました。

なお、委員会として特段の意見、指摘事項等はありませんでした。

以上であります。

○議長（坂下善英君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、平田和太龍君。

〔市民厚生常任委員長 平田和太龍君登壇〕

○市民厚生常任委員長（平田和太龍君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第64号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第68号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について、以上5議案についてはいずれも全会一致で可決すべきものとして決定しました。

また、陳情第5号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情については、審査の結果、賛成なしで不採択すべきものとして決定しました。

主な委員会の経過といたしましては、議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定において、水道料金の検針を毎月から隔月に変更することに伴い、市民への周知方法や漏水発見の遅れによる負担増への対応について質疑がありました。これに対し執行部からは、広報紙やホームページ等を活用し、十分な周知を図ること、料金についてはこれまでどおり毎月請求を行うこと、市民の協力を得ながら冬季間の漏水件数は減少しており、使用水量の急激な増加が確認された場合には利用者へ連絡するなど、漏水の早期発見に努め、水道料金の減免措置も引き続き行うとの説明がありました。

なお、当委員会として特段の意見、指摘事項はありませんでした。

以上であります。

○議長（坂下善英君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 本6月定例会あまり議案なくって、一番の焦点が先ほど委員長が報告あった水道料の物価対策等の対応でございますが、先ほど審査の状況の中で一定程度の御報告があったのですが、重なるところがあるかもしれませんが、ざっくり言えば水道料の検針を現在の1か月ごとから2か月に1回ということに変えるということですが、何が具体的に変わるのかと。

実際のスケジュールは一体いつから始まって、どういうふうになるのか。

そして、どの程度の経費の削減になっていくのか。

検針委託の人員確保、本会議上程のときも質疑がありましたが、その辺は問題ないのかということ。

4点目には、漏水対応についても言及はありましたが、2018年、平成30年に大規模な寒波による漏水、全世帯の約44%が何らかの影響を受けるということがあったわけですが、この2か月に1回にすることによって漏水発見の機会というのは大きく減るのが問題だというふうに思うのですが、その辺の対策は十分なのかお尋ねをしたいということです。

大きな2点目は、先ほど言いましたが、2018年のこのときの執行部の断水等に対する対策が述べられています。特に空き家などについては7,000軒余りぐらい空き家があるかと思うのですが、その対策なども今万全になっているのかどうなのかお尋ねをしたいということです。

○議長（坂下善英君） 市民厚生常任委員長、平田和太龍君。

○市民厚生常任委員長（平田和太龍君） それでは、中川議員の質疑にお答えいたします。

まず、実施スケジュールですが、令和9年1月から国仲地区で先行実施をし、その後運用状況を検証した上で令和9年度中に市内全域へ拡大する予定であることを確認しました。

経費につきましては、現在の年間約3,100万円から約1,900万円程度となり、約1,200万円程度の削減効果を見込んでいるとの説明を受けました。

また、検針委託の人員確保の問題ですが、高齢化や人材確保が課題となっていることから、隔月検針へ移行することで今後も安定した検針体制を維持したいとの説明を受けました。

漏水発見機会の減に伴う対策ですが、委員会では検針の回数は減りますが、漏水が疑われる場合には速やかに利用者へ連絡する体制を継続すること、また漏水減免制度についてもこれまでどおり運用するとの説明を受けました。

一番最後の大規模断水、漏水を踏まえた空き家対策等の再発防止のところですが、これに対し執行部からは、平成30年の大規模断水、漏水を契機に市民の皆さんの漏水に対する意識が高まり、空き家を含めた給水設備の管理にも関心が高まったことから、空き家所有者への適切な管理の呼びかけや漏水が判明した場合には速やかに所有者等へ連絡するなどの対応を継続していること、また隔月検針となった後も使用水量の異常を確認した際には個別確認を行うなど、必要な対応を実施するとの説明を受けました。

以上です。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ざっくり言うと、口径13ミリで3か月ですから、約5,661円ぐらいの減免になるかと思うのですが、そこで今この漏水について中央で見られるシステムがあるということですか、その異常を確認したらという今答弁ありましたが。

私がここで一番言いたいのは、先ほども触れましたが、長期不在の住宅は6,800軒余りあるというわけです。それ以外も足すと全部で7,700軒ぐらいあるというふうに言われているのだけれども、ここを平成30年以降、しっかり呼びかけはしたのだけれども、しっかり押さえているのか。今後これからどんな寒波が来るかわかりませんが、前みたいな寒波が来て全世帯の44%というのが何らかの断水をはじめ影響を受けたというようなことになってはいけないと思うので聞くのですが、呼びかけてやっているというのならいいのだけれども、それがしっかり確認されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（坂下善英君） 市民厚生常任委員長、平田和太龍君。

○市民厚生常任委員長（平田和太龍君） 一番最初のシステムの中身については、そこまで審査はしておりません。

また、2番目の長期不在でどこまで押さえているかという件数のところまでは把握はしておりませんが、大規模断水の以降、地域の方の見守りや様々なところで適切な管理、また防止に向けて動いているところまでは確認はしております。

以上です。

○議長（坂下善英君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） これで最後ですが、今回今年度10%の値上げをしたのですが、3か月分でもう10%を超えるぐらいのはるかな減免ということで、これはいいことだと思うのですが、1か月に1回来ると、私なんかも遭ったことあるのですが、ちょっとどこか漏れていないですかとかいって書き置きしてくれてあったりして、それで確認できるということがあるのだけれども、2か月に1遍だとなかなかすごい量になってしまうのだと思うのですが、まあまあやっていないということなのかもしれませんが、さっき言った中央で管理システムが機能しているのかどうなのかも含めて分かったら教えてください。

○議長（坂下善英君） 市民厚生常任委員長、平田和太龍君。

○市民厚生常任委員長（平田和太龍君） 同じ答弁になってしまいますが、システムの中身については審査しておりません。

以上です。

○議長（坂下善英君） 以上で議案第58号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第5号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂下善英君） 起立なしであります。

陳情第5号を採択することは否決されました。

これより議案第58号、陳情第5号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第69号から議案第71号まで

○議長（坂下善英君） 日程第2、議案第69号から議案第71号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。議案第69号から議案第71号までを一括して御説明をいたします。

人権擁護委員候補者の推薦について。議案第69号から議案第71号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員3名の任期が令和8年9月30日をもって満了となるため、源田俊夫氏、本間一秀氏は再任とし、高橋美代子氏は新任としてそれぞれ推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第69号から議案第71号までの人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

本案に同意することは可決されました。

日程第3 議案第72号から議案第95号まで

○議長（坂下善英君） 日程第3、議案第72号から議案第95号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第72号から議案第95号までを一括して御説明をいたします。

佐渡市農業委員会委員の任命について。議案第72号から議案第95号までの佐渡市農業委員会委員の任命につきましては、現在の委員の任期が令和8年7月23日をもって満了となるため、本間洋一氏、山田隆生

氏、渡邊秀一氏、高村徹氏、本間一寿氏、遠藤久美子氏、本間敏幸氏、石塚哲夫氏、永岡俊秀氏、石川信氏、高橋正行氏、計良孝晴氏、忠野佳純氏、佐々木隆正氏、高柳正彦氏、久保守氏、西野春彦氏、大野雄一郎氏、本間隆氏、池克博氏、古屋野勝氏、上杉育子氏、北かおり氏、中川義弘氏の24名を委員として任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

議案第72号から議案第95号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第95号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第72号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君、11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第72号に同意することは可決されました。

次に、議案第73号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第73号に同意することは可決されました。

次に、議案第74号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第74号に同意することは可決されました。

次に、議案第75号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第75号に同意することは可決されました。

次に、議案第76号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第76号に同意することは可決されました。

次に、議案第77号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第77号に同意することは可決されました。

次に、議案第78号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第78号に同意することは可決されました。

次に、議案第79号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席 1 番から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第79号に同意することは可決されました。

次に、議案第80号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席 1 番から順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、

否とみなします。

それでは、議席 1 番から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第80号に同意することは可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（坂下善英君） 再開いたします。

次に、議案第81号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第81号に同意することは可決されました。

次に、議案第82号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第82号に同意することは可決されました。

次に、議案第83号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第83号に同意することは可決されました。

次に、議案第84号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第84号に同意することは可決されました。

次に、議案第85号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第85号に同意することは可決されました。

次に、議案第86号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第86号に同意することは可決されました。

次に、議案第87号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第87号に同意することは可決されました。

次に、議案第88号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第88号に同意することは可決されました。

次に、議案第89号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 20票

反対 ゼロ票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第89号に同意することは可決されました。

次に、議案第90号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第90号に同意することは可決されました。

次に、議案第91号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第91号に同意することは可決されました。

次に、議案第92号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 18票

反対 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第92号に同意することは可決されました。

次に、議案第93号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16票

反対 4票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第93号に同意することは可決されました。

次に、議案第94号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 17票

反対 3 票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第94号に同意することは可決されました。

次に、議案第95号 佐渡市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、佐藤定君及び11番、室岡啓史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第95号に同意することは可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（坂下善英君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（坂下善英君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和8年第4回（6月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。市民目線を持ちながら現状並びに課題の所在を十分に認識し、市民サービスの向上、市政発展のために努めてまいります。

また、今般不適正な事務処理案件が起きてしまいました。やはり一人一人が法令と職務、命令をしっかりと守っていく、こういう意識の問題が1つ、そしてチームとしてこのエラーを防いでいく組織の問題が1つ、この大きな問題2つに真摯に取り組んでまいりたいと考えております。副市長をリーダーとした事務適正化推進チームにおいて、これの進捗管理等を含めながら進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆様からの信頼回復、これに取り組まなければなりません。職員がこの市民目線、そして市民の皆様からの信頼回復、ここに向けて真摯に一丸となって取り組めるよう、私も職員といろいろな話をしながら市政運営を前に進めてまいりたいと考えております。

さて、昨日6月28日は、佐渡市消防本部を会場に第23回佐渡市消防大会が開催されました。当日は4つの方面隊の消防団の皆様が小型ポンプ操法の技術を披露し、県消防大会出場をかけて競い合いました。私も会場において拝見をさせていただきましたが、地域防災を担う消防団の皆様が日頃の訓練、活動の成果を発揮していただいたことを誇りに思うとともに、やはり災害が多発する昨今、地域の防災力の強化としても本当に頼もしく感じさせていただきました。優勝されました南佐渡方面隊小木中隊につきましては、7月26日に新潟市で開催される第77回新潟県消防大会操法競技会に出場されます。御健闘を御祈念申し上げます。

げます。

また、昨日新潟市内のANAクラウンプラザホテルにおいて、世界遺産「佐渡島の金山」の国際シンポジウムが開催されました。多くの方々から御参加いただきました。世界遺産登録を新たなスタートとして、資産を未来に継承するために必要なことは何か、国内外の専門家による講演やパネルディスカッションを通して今後の資産の保存と活用に向けて大変貴重な御意見をいただいたところでございます。「佐渡島の金山」を次の世代に確実に継承するため、引き続き資産の保存や活用に向けて全力で取り組んでまいります。

結びになりますが、先週末から台風の影響により、西日本や関東の広範囲にかけて激しい雨となり、土砂災害等が発生しております。また、青森県をはじめ東北、関東地方で大きな地震が発生し、被害が発生している状況であります。自然災害におきましては、やはり常日頃から対応を考えていかなければなりません。飲用水や非常食の備蓄、非常持ち出し袋など、日頃からの備えをぜひ市民の皆様をお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂下善英君） 以上で会議を閉じます。

令和8年第4回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 下 善 英

署 名 議 員 平 田 和 太 龍

署 名 議 員 林 純 一